平成 26 年 2 月 14 日

各位

会 社 名　株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表者氏名　代 表 取 締 役 社 長　小　澤　洋　介
（コード番号：７７７４ ＪＱ）
本店所在地　愛知県蒲郡市三谷北通 6 丁目 209 番地の 1
問合せ先　取締役経営管理部長　大　林　正　人
電話番号　０５３３－６６－２０２０（代表）

第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 14 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株予約権の発行（以下、「本件新株予約権発行」という。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件新株予約権発行は平成 26 年 3 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会の議案として付議し、株主の皆さまから承認・可決されることを条件といたします。

記

Ⅰ　第三者割当による新株予約権発行について

１．募集の概要

（１）　割　当　日	平成 26 年 3 月 31 日
（２）　発行新株予約権数	18,000 個
（３）　発　行　価　額	新株予約権 1 個につき 30,000 円（総額 540,000,000 円）
（４）　当該発行による潜在株式数	潜在株式数：18,000 株
（５）　権利行使価額	1 株当たり 380,000 円
（６）　資金調達の額	新株予約権の発行金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した金額　7,380,000,000 円
（７）　募集又は割当方法（割当先・割当数）	第三者割当の方法による （富士フイルム株式会社　18,000 個）
（８）　そ　の　他	上記各号については、当社臨時株主総会（平成 26 年 3 月 27 日開催予定）において、本件新株予約権発行に関する議案が承認されることおよび金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします

２．募集の目的および理由

当社は、医療の質的変化をもたらすティッシュエンジニアリング（組織工学：生きた細胞を使って、本来の機能をできるだけ保持した組織・臓器を人工的に作り出す技術）をベースとし、薬事法が適用される「再生医療製品事業」と、薬事法が適用されない「研究開発支援事業」を行っております。再生医療製品事業としては、現在、自家培養表皮（製品名ジェイス）、自家培養軟骨（製品名ジャック）の製造販売および自家培養角膜上皮の開発等を進めております。各事業の進捗状況は、次の通りです。

自家培養表皮ジェイスは、平成 19 年 10 月に厚生労働省により製造販売承認され、平成 21 年 1 月に保険収載された我が国初のヒト細胞組織利用製品であり、体表面積の 30%以上に亘る重症熱傷患者の治療を目的とした医療機器です。ジェイスには保険算定に関し、「施設基準」や「算定限度」等の留意事項が付与されています。当社は、主要な医療機関への販促活動に努めると同時に、重症熱傷治療におけるジェイスのより有用な使用方法について学会等を通じた啓蒙活動を行っています。ジェイスの留意事項に関しましては、施設基準は平成 22 年 4 月、算定限度は平

成 24 年 4 月にそれぞれ診療報酬改定により緩和されました。ジェイスの年度別の売上高は、平成 21 年 3 月期 12 百万円、22 年 3 月期 110 百万円、23 年 3 月期 219 百万円、24 年 3 月期 316 百万円、25 年 3 月期 383 百万円と増加しておりますが、適応対象となる患者数が限られること、製品の出荷前に患者が死亡する等の原因による出荷前製造中止率が高く、その負担が当社にかかることにより、採算性の低い事業となっています。当社は表皮事業の採算性確保のためジェイスの適応拡大を進めています。

自家培養軟骨ジャックは、平成 24 年 7 月に厚生労働省により製造販売承認され、25 年 4 月に保険収載された、整形外科領域における我が国初のヒト細胞組織利用製品です。ジャックの適応対象は、膝関節における外傷性軟骨欠損症または離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く）です。ジャックの保険適用に関しましては、「施設基準」や「実施医基準」等の留意事項が付与されているため、当社は現在、医療機関および実施医への研修を中心に販促活動を行っています。

自家培養角膜上皮は、前臨床試験と各種バリデーション試験の結果をまとめ、治験実施に向けて準備中です。

研究開発支援事業としては、平成 17 年 4 月より研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの製造販売を行っており、平成 25 年 3 月期には 74 百万円の売上を計上いたしました。

平成 25 年 3 月期の財政状態および経営成績に関しましては、売上高 563 百万円、営業損失 1,103 百万円、経常損失 1,073 百万円、当期純損失 1,077 百万円を計上し、期末現金および預金残高は 1,607 百万円となりました。平成 26 年 3 月期第 3 四半期におきましては、売上高 677 百万円、営業損失 744 百万円、経常損失 749 百万円、四半期純損失 752 百万円を計上し、四半期末現金および預金残高は 1,012 百万円となりました。当社は、平成 25 年 11 月 13 日発表の「中期経営計画（修正）（平成 26 年 3 月期～平成 28 年 3 月期）（以下、「中期経営計画」という。）」におきまして、平成 26 年 3 月期当期純損失 803 百万円、27 年 3 月期当期純損失 520 百万円を計上する予定となっていますが、28 年 3 月期には当期純利益 115 百万円を計画しています。しかしながら当社が現在抱える課題として、28 年 3 月期の黒字化の中心となる自家培養軟骨ジャックの売上に関して不安定要素が内在すること、自家培養表皮ジェイスが重症熱傷の治療を目的とすることから市場規模が限定的であることや、受注後の患者死亡が多く発生することなどが挙げられます。また、将来のリスクとして、自家培養角膜上皮の開発、承認、販売計画などが当社の想定通り進まない可能性を否定できないことが考えられます。

このように再生医療製品事業が薬事承認を必要とする時間軸の長い事業であることならびに当社の現状を鑑み、経営の安定を図るため多様な資金調達手段を検討してまいりました。当社は、短期的には財務基盤を強化し経営の安定化を図ること、中長期的な観点からは当社の成長戦略として新たな収益源を確保することが企業価値の向上、ひいては既存株主の皆さまの利益に資するものと考えております。今回の資金調達に際し検討した調達手段のうち、公募増資に関しましては資金調達が一時に可能となる一方、株価に対しての直接的な影響が大きいと考えられること、ライツ・オファリングに関しましては、株主の持株比率維持が可能となる反面、追加資金を必要とするため既存株主の負担になりかねないこと、また銀行借入れは、当社の信用力から今後さらに多額な調達をすることは難しいことなどから適切とは言えないと判断いたしました。本件新株予約権発行による資金調達を選択した理由といたしましては、新株予約権発行による一時金 540 百万円を得ることで当面の資金が確保出来ること、および当社が資金使途として考えている費用が一時に必要とするものでないため、事業が進捗し、企業価値が向上することにより株価が上昇し、新株予約権の権利行使が促進される当スキームは妥当性、相当性があると考えたためです。さらには、権利行使も徐々に行われることにより、株式の希薄化に与えるインパクトも抑えられ株主利益を損なわないものと考えます。

当社はこれらの諸要素を総合的に判断し、割当予定先との協議を重ねた結果、今後の事業の進

捗において必要とされる資金需要を充足し、開発等の事業シナジーをより発揮する手段として本件新株予約権発行による資金調達が現時点では最良の選択であると判断いたしました。

本件新株予約権発行は当社財務基盤を強化し、さらに安定した経営基盤を構築するとともに、割当予定先との連携を強め、これまで以上に事業シナジーを発揮させることを目的としています。

3．調達する資金の額、使途および支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

調達資金の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
7,380,000,000	15,000,000	7,365,000,000

（注）1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 調達資金の総額は、本件新株予約権の発行価額の総額（540,000,000 円）に本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額（6,840,000,000 円）を合算した金額です。

3. 本件新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、または当社が新株予約権を取得消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

4. 発行諸費用の概算額は、株主総会関連費用、弁護士費用、公正価値算定費用です。

（2）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①運転資金： 新製品パイプライン開発	3,265	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月
②設備資金： 新工場建設 事務所棟建設 研究棟および設備の改修	3,100 （2,200） （700） （200）	 （平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月） （平成 27 年 4 月～平成 27 年 10 月） （平成 28 年 1 月～平成 28 年 6 月）
③運転および設備資金： 海外事業展開	1,000	平成 27 年 4 月～平成 31 年 3 月

（注）手取金の具体的な使途

1. 当社を取り巻く外部環境は、平成 25 年 4 月に再生医療の普及を迅速に進めるための「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律（略称名：再生医療推進法）」が国会で可決承認され、同年 11 月には再生医療製品や医療機器の承認手続きを簡素化する「医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（略称名：医薬品医療機器等法（薬事法等の一部を改正する法律））」、細胞を用いた再生医療を安全で迅速に提供するための「再生医療等の安全性の確保等に関する法（略称名：再生医療等安全性確保法）」が成立するなど大きな変革を遂げつつあります。

このような外部環境の中、当社は、手取金の具体的な資金使途を次のように考えております。

① 新製品パイプライン開発

当社の我が国初のヒト細胞組織利用製品である自家培養表皮ジェイスは、平成 19 年 10 月に厚生労働省により製造承認を取得し、平成 21 年 1 月に保険収載されました。同様に自家培養軟骨ジャックは平成 24 年 7 月に製造販売承認を取得し、平成 25 年 4 月に保険収載されました。当社はこれまで当社経営基盤を鑑み、経営資源を前述のジェイス、ジャックの生産および販売拡大に注力してまいりましたが、将来

を見据えた成長戦略として当社経営に大きく寄与する製品開発に着手することが中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えております。
新たな収益源を確保することを目指し、新パイプライン開発のための人件費、試験費用等に充当する予定です。

② 新工場および事務所棟の建設ならびに研究棟および設備の改修
平成25年6月26日提出済み当社第15期有価証券報告書の対処すべき課題に記載の通り、当社は、業務拡大と社員数の増加に伴い、事務エリア、共有エリアが大幅に不足してまいりました。今後さらに業務拡大に伴い社員数の増加が見込まれ、その対応が急務となっております。
当社の主力製品となるジャック受注増加と新パイプラインの生産施設を確保するためには現状の設備だけでは不十分であり、新工場の建設が必要と考えております。この事務所棟および新工場建設のための用地買収、建物建設に充当する予定です。また、築15年を超えた研究棟および設備の老朽化に伴う改修工事にも充当する予定です。

③ 海外事業展開
当社は平成22年12月にシンガポール駐在員事務所を開所（その役割を果たしたため平成24年9月閉所）するなど、当社の保有する技術、ノウハウの海外における事業機会を探索しています。
その後も経済産業省が公募した平成25年度「日本の医療機器サービスの海外展開に関する調査事業（海外展開の事業性評価に向けた調査事業）」において、当社申請プロジェクトが採択されるなど、当社は、中国、タイを中心に海外事業展開調査を進めてまいりました。
当社は、国内における再生医療製品の販売および事業開発を最優先と考えるものの、当社においては海外事業展開が今後の企業価値向上のため重要な経営課題と位置付けており、当該海外事業展開に資金を充当する予定です。

2. 当社が想定する通りに本件新株予約権の行使が行われない場合は、資金使途の内容および支出予定時期の見直しを図るとともに他の資金調達方法を検討いたします。その場合当社は、当社企業価値の向上に直接寄与すると考えられる①新製品パイプライン開発に加え、売上拡大および利益獲得に寄与すると考えられる②新工場建設を優先する予定です。
事務所棟建設および既存する研究棟および設備の改修に関しましては、当社が未だ損失を計上している状況から、経営成績ならびに本件新株予約権の行使状況を勘案し、実施時期を判断いたします。同時に、海外事業展開に関しましては、国内における当社事業の進捗、経営資源の配分等の状況を勘案した上で、国毎の事業可能性を承認プロセス毎に慎重に判断していく予定です。海外においても日本国内と同様に再生医療製品事業は、承認プロセスを経る必要があることから一時に資金を必要とするのではなく、進捗状況に合わせた支出を予定しています。

3. 当該資金は、平成26年4月より必要に応じて随時支出する予定であり、支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

４．調達する資金使途の合理性に関する考え方

前述の第 2 項（募集の目的および理由）に記載のとおり、当該資金は当社財務基盤を強化し、さらに安定した経営基盤を構築するとともに、割当予定先との協働をより強固なものとし、今後の事業拡大および企業価値向上に寄与するものであり、合理性があるものと判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本件新株予約権の権利行使価額（以下、「権利行使価額」という。）に関しましては、本件新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前営業日までの直近 1 ヶ月間（平成 26 年 1 月 14 日から平成 26 年 2 月 13 日まで）に株式会社東京証券取引所（（以下、「東京証券取引所」という。）が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の単純平均値 388,114 円（小数点以下切捨て）を参考に 1 株当たり 380,000 円と決定いたしました。当該権利行使価額は、当社を取り巻く事業環境、最近の業績、割当新株予約権数等を総合的に勘案し、割当予定先との間における独立した交渉を経て決定したものです。

権利行使価額は、取締役会決議日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値 388,114 円（小数点以下切捨て）からは、2.0%のディスカウントとなります。

今回、直前営業日の終値 357,000 円を算定基礎として適用しなかったことに関しましては、当社株式の過去 3 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高が 1,185 株と当社株式発行総数 183,664 株の 0.6%に相当するのみで流動性が低く、少額の取引高でも株価が大きく変動しやすいことから、特定の一時点を参考にするよりも一定期間の平均値を参考とすることが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。3 ヶ月平均値を算定基礎として適用しなかったことに関しましては、当社株式が平成 25 年 10 月以降下げ基調であることおよび、平成 26 年 1 月 30 日発表の「平成 26 年 3 月期　第 3 四半期決算短信」（以下、「第 3 四半期決算短信」という。）の内容が反映される以前の株価がその算定に大きく影響を及ぼしていることから、当社の現状と乖離がある可能性があるためです。6 ヶ月平均値を算定基礎として適用しなかったことに関しましては、当社が平成 25 年 11 月 13 日に発表した中期経営計画の内容および第 3 四半期決算短信の内容が反映される以前の株価がその算定に大きく影響を及ぼしており、当社の現状と乖離があるため適切ではないと判断いたしました。結果として 1 ヶ月平均値を算定基礎として適用いたしましたのは、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とすることで客観性が高く合理的であるとととともに、3 ヶ月、6 ヶ月の平均値のような適切ではないと考えられる期間を算入せず適切であると判断したためです。

今回の権利行使価額に係る乖離率は、直前営業日比較 6.4%のプレミアムとなるほか、1 ヶ月平均比較 2.0%、3 ヶ月平均比較 8.8%、6 ヶ月平均比較 15.1%のディスカウントとなります。前述の通り適切ではないと判断しています算定期間 6 ヶ月平均の場合を除き、その他のディスカウント率は全て 10%未満となっております。

また、本新株予約権発行価額（以下、「発行価額」という。）に関しまして当社は、第三者評価機関である山田ＦＡＳ株式会社（住所：東京都千代田区丸の内 1-8-1　丸の内トラストタワーN 館 14 階、代表取締役社長：浅野　公雄）（以下、「山田ＦＡＳ」という。）に、割当予定先であります富士フイルム株式会社（以下、「富士フイルム」という。）は株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関 3-2-5　霞が関ビルディング 30 階、代表取締役社長：野口 真人）にそれぞれ独自に算定を委託いたしました。

当社は、山田ＦＡＳの算定結果を基に割当予定先と協議した結果、新株予約権 1 個当たりの発行価額を 30,000 円といたしました。

山田ＦＡＳは新株予約権の時価評価に際しては、原則としてその引き受け手によってその時価

は変わるべきではないと考えており、市場取引ベースの価値（一般投資家が引き受ける際の価値）を基礎として算出することといたしました。しかしながら、本件新株予約権発行においては、当社筆頭株主に対して発行するものであり、割当予定先からは中長期の保有方針であると伺っていることから、継続保有ベースの価値という考え方もできます。よって、本新株予約権の評価に当たっては、市場取引ベースの価値と継続保有ベースの価値を評価し、それら評価結果の幅の中で当社は割当予定先と協議の上、発行価額を設定いたしました。

［市場取引ベースの価値（発行価額）］

市場取引ベースの価値の算出方法として、モンテカルロ・シミュレーションを用いることとしました。

-前提条件-

1. 株価が権利行使価額を上回っている場合、平均行使株数にて平均的に行使する。
2. 株価が買戻し金額を超えた場合、発行会社は発行価額にて新株予約権を買い戻す。

評価結果として、新株予約権 1 個当たり 25,251 円

［継続保有ベースの価値（発行価額）］

継続保有ベースの価値の算出方法として、二項モデルを用いることとしました。

-前提条件-

1. 継続保有価値と権利行使価値を比較し、権利行使価値が高ければ期限前行使を行う。
2. 株価が買戻し金額を超えた場合、発行会社は発行価額にて新株予約権を買い戻す。

評価結果として、新株予約権 1 個当たり 151,890 円

本件新株予約権発行に際しましては、新株予約権行使を促進するため、買戻し条項（コール・オプション：株価が 200%を上回った場合当社は発行価額にて新株予約権を買い戻すことが出来る）を定めております。

このように当該新株予約権に関しましては、当社の株価、当社株式の流動性および価格変動性（ボラティリティ）、割当予定先の権利行使行動、割当予定先の保有動向等について当社および割当予定先との協議を基に合意した一定の前提を置き、評価を実施しております。

市場取引ベース価値と継続保有ベースの価値に乖離が見られたものの、当社取締役会の判断として、本来市場取引ベース価値が基本であること、および継続保有については割当予定先の方針であり、それを基に価額設定を押し上げることは合理的でないことから、市場取引ベース価値を算定基礎とし、継続保有ベースの価値を参考として加味する形で発行価額を決定し、割当予定先と合意いたしました。

上述の通り、権利行使価額および発行価額の算定に際しましては、個々に適切な判断過程を経ており、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。

上記の決定にあたっては、本件第三者割当による新株予約権発行に関する取締役会に出席した監査役 3 名（いずれも社外監査役であり、内 1 名は独立役員）からは、割当予定先との交渉経緯は適時に説明を受けており、発行価額、権利行使価額の算定根拠とその内容について説明を受けた上で、当社を取り巻く事業環境、最近の業績、割当新株予約権数、当社株式のボラティリティ等を総合的に判断し、割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

（２）発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成 25 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数は 183,664 株であり、総議決権数は 183,664 個であります。本件新株予約権発行による新規新株予約権発行数は 18,000 株であり、これは現在の総

議決権数の 9.8%相当となります。当社は、短期的には財務基盤を安定させ経営の安定化を図ること、中長期的な観点からは当社の成長戦略として新たな収益源を確保することが、既存株主の皆さまの利益に資するものと考えており、そのためには第 2 項（募集の目的および理由）で記載の通り、本新株予約権発行が最適であると判断いたしました。以上により当該規模の株式の希薄化は、企業価値・株主共同の利益確保のため合理的な水準であると判断いたしました。

6．割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

① 商号	富士フイルム株式会社	
② 本店所在地	東京都港区西麻布二丁目 26 番 30 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長・CEO　古森　重隆 代表取締役社長・COO　中嶋　成博	
④ 事業内容	イメージングソリューション（カラーフィルム、デジタルカメラ、光学デバイス、フォトフィニッシング機器、現像プリント用のカラーペーパー、薬品・サービス等）、インフォメーションソリューション（メディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料、インクジェット用材料等）の開発、製造、販売、サービス	
⑤ 資本金の額	40,000 百万円	
⑥ 設立年月日	平成 18 年 10 月 2 日	
⑦ 発行済株式数	1,000 株	
⑧ 事業年度の末日	3 月 31 日	
⑨ 従業員数	7,094 名（平成 25 年 3 月 31 日現在）	
⑩ 主要取引先	製造業、流通・サービス業等の民間企業および官公庁	
⑪ 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	
⑫ 大株主および持株比率	富士フイルムホールディングス株式会社　100%	
⑬ 当社との関係等	資本関係	平成 25 年 9 月末現在、当社株式の 41.1%を保有する主要株主である筆頭株主、その他の関係会社に該当します。
	取引関係	1 百万円程度の軽微な取引関係にあります。
	人的関係	当社の社外取締役のうち、1 名が割当予定先の取締役を、1 名が従業員を兼務しております。 また、割当予定先より当社へ 1 名出向中です。
	関連当事者への該当状況	その他の関係会社に該当します

⑭ 最近 3 年間の経営成績および財政状態　（単位：百万円）

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
純資産	1,295,211	1,286,005	1,311,648
総資産	1,501,442	1,483,161	1,455,147
1 株当たり純資産	1,295	1,286	1,311
売上高	692,622	649,059	552,013
営業利益	57,431	7,733	△2,535
経常利益	61,840	6,008	12,434
当期純利益	84,118	2,038	14,394
1 株当たり当期純利益	84	2	14
1 株当たり配当金	6	9	0

なお、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、今回の割当予定先との間において平成 22 年 10 月、第三者割当増資による資金調達を実施いたしました。また同時に、「資本提携契約書」および「業務提携に関する契約書」を締結し、財務基盤の強化と経営の安定化、ならびに事業シナジーの発揮に努めてまいりました。

当社が本件新株予約権の割当予定先に富士フイルムを選定した理由といたしましては、当該割当予定先が「ヘルスケア事業」を今後主要となる事業の一つとして位置付けていること、当社との間で割当予定先の開発する細胞培養足場材を活用した再生医療製品の研究開発委託に関し基本合意（平成 26 年 2 月 14 日発表の当社適時開示資料「富士フイルム株式会社との基本合意書締結に関するお知らせ」をご参照ください。）し、新たなプロジェクトを立ち上げる準備が進んでいること、また当社の課題である財務基盤の強化を図るために必要な資本支援が今後も継続的に可能である点などを総合的に勘案して決定いたしました。富士フイルムは、医療用デジタルＸ線画像診断システム、内視鏡システム、高機能性材料などを中心に実績と知見を有し、平成 20 年には当社株主でもあります富山化学工業株式会社をグループ会社化し医薬品分野に進出するとともに、積極的に設備投資、研究開発を進めています。当社は、富士フイルムと研究開発や事業開発においてさらに強力な関係を構築することにより、今後、当社が企業理念に掲げる「再生医療の産業化」に向けてより事業シナジーを発揮することができるものと判断いたしました。

（３）割当先の保有方針

当社は割当予定先から、今回の当社新株予約権行使によって取得する当社株式は、中長期の保有方針である旨の説明を受けております。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先に資金の調達手段が自己資金によるものであることを口頭で確認した上で、割当予定先の平成 23 年 3 月期から 25 年 3 月期の業績推移情報を入手し、平成 25 年 9 月期の財務諸表により総資産額、純資産額、現金預金金額、当期純利益等の状況を把握いたしました。自己資金の保有状況につきましては、ヒアリングを実施するとともに当座預金、外貨普通預金の銀行預金残高証明書を確認した結果、本件新株予約権の総額を払い込むために必要な自己資金を保有しており問題がないと判断しております。

７．募集後の大株主および持株比率

募集前（平成 25 年 9 月 30 日）		募集後	
富士フイルム株式会社	41.10%	富士フイルム株式会社	46.36%
株式会社ニデック	11.50%	株式会社ニデック	10.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.63%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.22%
富山化学工業株式会社	4.51%	富山化学工業株式会社	4.11%
株式会社ＬＩＸＩＬ	2.44%	株式会社ＬＩＸＩＬ	2.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2.40%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2.19%
中部飼料株式会社	1.08%	中部飼料株式会社	0.99%
前田　陽子	0.93%	前田　陽子	0.84%
三井住友海上火災保険株式会社	0.81%	三井住友海上火災保険株式会社	0.74%
ガステックサービス株式会社	0.81%	ガステックサービス株式会社	0.74%

（注）1　平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2　割当後の所有株式数および割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年９月30日現在の発行済み株式総数（183,664株）に、本第三者割当による新株予約権が全数行使されることを前提として新株式発行により増加する株式数（18,000株）を加えて算出した数値です。

８．今後の見通し

本件新株予約権発行は、当社の財務基盤を強化し、さらに当社の成長戦略として新たな収益源を確保することで企業価値を向上させることを目的としたものです。従いまして、本件新株予約権発行が今期業績に影響を与える可能性は軽微でありますが、中期業績予想に影響を与える可能性があると考えております。今後業績への影響が判明した場合には、速やかに開示いたします。

（企業行動規範上の手続き）

本件新株予約権発行は、その発行数量および株式の希薄化の規模に関しましては合理的であると判断いたしました。一方、当該新株予約権が全数権利行使された場合には、割当予定先である富士フイルムが当社の総議決権の46.36%を保有する筆頭株主となります。富士フイルムは富士フイルムホールディングス株式会社（以下、「富士フイルムホールディングス」という。）の100%子会社であり、同じく富山化学工業は富士フイルムホールディングスの66%子会社であるため、両社を合算した総議決権は 50.47%となり富士フイルムホールディングスが支配株主となる見込みです。そのため、当社の事業運営のガバナンスに影響を与える可能性があります。

上記の通り本件新株予約権の行使により支配株主の異動が生じる可能性があることから、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条により独立した第三者からの意見入手または株主の意思確認手続きが必要となります。既存株主の皆さまに大きな影響が生じることを鑑み、当社は、本件第三者割当の必要性および相当性について株主の皆さまに説明し、ご承認を得るべく平成26年3月27日開催予定の臨時株主総会に普通決議として諮ることにより株主の意思確認を行います。

９．最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近3年間の業績　（単位：千円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	351,574	473,606	563,704
営業利益又は営業損失（△）	△1,145,515	△1,107,413	△1,103,047
経常利益又は経常損失（△）	△1,153,146	△1,092,526	△1,073,846
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,156,986	△1,096,366	△1,077,686
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△8,314.25	△5,996.94	△5,894.57
１株当たり配当金（円）	―	―	―
１株当たり純資産（円）	24,549.06	18,552.12	12,714.65

（２）現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成 25 年 9 月 30 日現在）

種　　類	株　式　数	発行済株式数に対する比率
発　行　済　株　式　数	183,664 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0 株	―
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0 株	―
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0 株	―

（３）最近の株価の状況

①　最近 3 年間の状況

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
始　　値	67,000 円	63,500 円	66,700 円
高　　値	92,700 円	87,000 円	492,000 円
安　　値	48,800 円	60,200 円	61,000 円
終　　値	63,600 円	67,800 円	388,000 円

②　最近 6 か月間の状況

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
始　　値	420,500 円	521,000 円	615,000 円	518,000 円	480,000 円	465,000 円
高　　値	437,500 円	580,000 円	617,000 円	539,000 円	482,000 円	466,000 円
安　　値	321,000 円	377,000 円	496,500 円	432,500 円	374,000 円	391,000 円
終　　値	417,000 円	564,000 円	588,000 円	530,000 円	480,000 円	428,000 円

③　発行決議日の前営業日における株価

	平成 26 年 2 月 13 日現在
始　　値	360,500 円
高　　値	362,000 円
安　　値	356,000 円
終　　値	357,000 円

（４）最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません

１０．株式分割について（参考）

（１）分割の方法

当社は、平成 26 年 3 月 31 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　：　183,925 株
今回の分割により増加する株式数　：　36,601,075 株
株式分割後の発行済株式総数　：　36,785,000 株
株式分割後の発行可能株式総数　：　55,000,000 株

上記の株式数は、平成 26 年 1 月 31 日時点の発行済株式総数を元に算出しております。本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。

（３）分割の日程

基準日設定公告日　：　平成 26 年 3 月14 日（金）　（電子公告掲載開始日）
分割の基準日　　：　平成 26 年 3 月 31 日（月）
分割の効力発生日　：　平成 26 年 4 月　1 日（火）

（４）その他

① 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

② 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価額を平成 26 年 4 月 1 日（火）以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権	平成 16 年 12 月 21 日	100,000 円	500 円
第 1 回（い）新株予約権	平成 17 年　3 月 18 日	100,000 円	500 円
第 2 回（い）新株予約権	平成 17 年　6 月　6 日	100,000 円	500 円
第 3 回新株予約権	平成 18 年　4 月 27 日	250,000 円	1,250 円
第 4 回新株予約権	平成 18 年　4 月 27 日	250,000 円	1,250 円
第 5 回新株予約権	平成 19 年　6 月 27 日	200,000 円	1,000 円
第 6 回新株予約権 （本件新株予約権発行分）	平成 26 年　2 月 14 日	380,000 円	1,900 円

以上

（別紙）

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング第 6 回新株予約権（第三者割当）発行要項

1．本新株予約権の名称

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング第 6 回新株予約権（第三者割当）（以下、「本新株予約権」という。）

2．申込期間

平成 26 年 3 月 28 日

3．割当日

平成 26 年 3 月 31 日

4．払込期日

平成 26 年 3 月 31 日

5．募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を富士フイルム株式会社に割り当てる。

6．本新株予約権の目的である株式の種類および数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、当社普通株式 18,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 1 株とする。）。ただし、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定にしたがって行使価額（第 9 項第(1)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行う場合、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7．本新株予約権の総数

18,000 個

8．各新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり 30,000 円（総額 540,000,000 円）

9．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた金額とする。

(2) 本新株予約権の行使価額は、当初 380,000 円とする。ただし、行使価額は第 10 項に定める調

整を受ける。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合または変更が生じる可能性がある場合には、次の算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、および会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、または、かかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至

③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外においても次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき

② その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨およびその事由、調整前行使価額、調整後行使価額ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

12. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。

13. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、本新株予約権が、本新株予約権に係る新株予約権者が支配している会社、当該新株予約権者を支配している会社またはかかる会社により支配されている他の会社に譲渡される場合には、当社取締役会は当該譲渡を承認するものとする。なお、ある会社の「支配」とは、当該会社の総株主または総社員の議決権の過半数を直接または間接に保有することをいう。

14. 本新株予約権の取得

当社は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の連続する 5 取引日における終値の平均値が行使価額の 200%を上回った場合において、当該 5 取引日の最終日から 10 営業日以内に当社取締役会が決議したときは、会社法第 273 条および第 274 条の規定にしたがって当社取締役会の定める取得日の 14 取引日前までに通知することにより、当該取得日に本新株予約権 1 個当たり、払込価額と同額（30,000 円）で本新株予約権者の保有する新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項および割当予定先との間で締結する予定の新株予約権引受契約書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動および株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準のコストの発生を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 30,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載の通りとした。

19. 行使請求受付場所

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

20. 払込取扱場所

蒲郡信用金庫　本店営業部

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 5 銀行営業日以内に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. 効力の発生

上記各項については、平成 26 年 3 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会の本新株予約権発行に係る承認決議、および金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

23. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、会社法その他の法律の改正等、本発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

(1) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以　上